

鹿 児 島 県 公 報

令和8年7月7日（火）第734号



鹿児島県

発行 鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編集 総務部学事法制課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱（※）（環境林務課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 2
- ぶりに関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 3
- 監 査 委 員 公 表
- 監査結果の報告に係る措置の公表（2件）（監査委員事務局取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3
- 雑 報
- 令和8年度行政書士試験公告（一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第419号

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱

水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年鹿児島県告示第92号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第15条第1項中「第17条の2」を「第17条の2第1項」に改める。

第17条第1項中「第17条の2」を「次条第1項」に改め、同項第1号中「23,500円」を「24,900円」に改め、同項第2号ア中「21,200円」を「22,600円」に改め、同号イ中「17,200円」を「18,600円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 療養手当の額は、総務省において作成する年平均の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数の新潟市、熊本市及び鹿児島市における平均をいう。次条第4項において同じ。）の変動を考慮して、毎年度、その額を改定する。ただし、当該額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる平成11年における療養手当の額を下限とする。

- (1) 第1項第1号に該当する場合 1月につき23,500円
- (2) 第1項第2号アに該当する場合 1月につき21,200円
- (3) 第1項第2号イに該当する場合 1月につき17,200円

第17条の2第1項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第2項中「に規定する者」を「の医療手帳所持者」に改め、同項第1号中「23,500円」を「24,900円」に改め、同項第2号ア中「21,200円」を「22,600円」に改め、同号イ中「17,200円」を「18,600円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 療養手当の額は、消費者物価指数の変動を考慮して、毎年度、その額を改定する。ただ

し、当該額は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に掲げる平成11年における療養手当の額を下限とする。

- (1) 第2項第1号に該当する場合 1月につき23,500円
- (2) 第2項第2号アに該当する場合 1月につき21,200円
- (3) 第2項第2号イに該当する場合 1月につき17,200円

第23条第1項中「23,500円」を「24,900円」に、「17,700円」を「19,200円」に、「21,200円」を「22,600円」に、「15,900円」を「17,400円」に、「17,200円」を「18,600円」に、「12,900円」を「14,400円」に、「読み替える」を「、「23,500円」とあるのは「17,700円」と、「21,200円」とあるのは「15,900円」と、「17,200円」とあるのは「12,900円」と読み替える」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月7日から施行する。
- 2 改正後の水俣病総合対策医療事業実施要綱第17条第1項、第17条の2第2項及び第23条第1項の規定は、令和8年4月1日以後に受けた療養の給付について適用し、同日前に受けた療養の給付については、なお従前の例による。

鹿児島県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市浜平字高尾9番、19番丙、字小谷109番、110番、113番、113番乙
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第421号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和8年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和8年7月1日から令和9年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
8,200トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	6,500トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

鹿児島県告示第422号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和8年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和8年7月1日から令和9年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
試行水準
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県ぶり漁業	試行水準

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第9号

令和8年3月27日付け監査第1032号の監査結果に基づき、令和8年5月14日付け財第24号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年7月7日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	宝来良治
同	柳 誠子

監査委員公表第10号

令和8年3月27日付け監査第1033号の監査結果に基づき、令和8年6月15日付け鹿教総第149号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年7月7日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	宝来良治
同	柳 誠子

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第67号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年7月7日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	Lモグモグ風林火山 大海戦の巻 Z B	株式会社オーゼキ	531225
回胴式遊技機	LウミンチュZ A	岡崎産業株式会社	630191

回胴式遊技機	L 獣王 X Z	タイヨーエレック株式 会社	6S0560
--------	----------	------------------	--------

雑 報

令和 8 年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定による鹿児島県知事の委任に係る令和 8 年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 7 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望月達史

1 試験の期日

令和 8 年 11 月 8 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和 8 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 14 題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和 8 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験により行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式により行う。

＊ 記述式は、40 字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 17 日（月）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と試験案内が入っていた封筒により簡易書留郵便で郵送すること。令和 8 年 8 月 17 日（月）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

エ 受験手数料

(ア) 10,400 円（払込み方法については、試験案内に掲載する。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。）

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において、令和 8 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 17 日（月）までの

間、配布する。なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：横240mm、縦332mm、A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手180円分を貼付し、一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（請求宛先：郵便番号252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（令和8年8月7日（金）までに必着のこと。）。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）

(カ) 姶良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（姶良市加治木町諏訪町12番地）

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）

(コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C鴨池ビル202号室）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から同年8月24日（月）午後5時まで

(ア) インターネットによる受験申込みは、令和8年8月24日（月）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなるので注意すること。

(イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害等のある方は、障害等の状況により必要な措置を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

令和9年1月27日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所 在 地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 3 階

電話番号 03－3263－7700